明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕
○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（内閣府三九）　一
〔省令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務五三）　二
〔規則〕
○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（国家公安委七）　三五
〔告示〕
○国家公安委員会所管事業分野における個人情報保護に関する指針の一部を改正する件（国家公安委二二）　三七
〔公告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　三七
裁判所
破産、免責、再生関係　三九
特殊法人等
平成二十三年度地方公共団体金融機構財務諸表、日本放送協会入札、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　四二
地方公共団体
行旅死亡人関係　四二
会社その他
会社決算公告　四二五

府令

○内閣府令第三十九号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年六月十八日　内閣総理大臣　野田　佳彦

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（質屋営業法施行規則の一部改正）

第一条　質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号イ中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写しとする」を「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る」に改める。

（警察法施行規則の一部改正）

第二条　警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「第四十条第二号ハ」を「第四十条第二号ロ」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正）

第三条　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号中「外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）の記載のある住民票の写し」に改める。

第二十二条中「外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」を「国籍等の記載のある住民票の写し」に改める。

第三十三条第二項中「外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」を「国籍等の記載のある住民票の写し」に改め、同条第三項中「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）」を削る。

第五十条第一号中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」を「住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、国籍等）を記載したものに限る。」に改める。

第五十六条及び第七十条中「戸籍抄本（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」を「戸籍抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）」を「住民票の写し」に改める。

第七十六条第一項第二号中「外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」を「国籍等の記載のある住民票の写し」に改める。

第九十九条第二号ロ中「、外国人登録証明書」及び「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削り、「限る。）」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、「（昭和二十六年政令第三百十九号）」を削る。

別表第一の備考第九号中「外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」を「国籍等の記載のある住民票の写し」に改める。